

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から47年3月まで  
② 昭和47年4月から同年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和42年3月から47年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和46年4月に結婚したが、結婚前に保険料を納付しておらず、結婚後に、夫がA町役場（当時）において、両申立期間の保険料をまとめて納付してくれたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は6か月と短期間であり、申立期間②の前後を通じて申立人の夫の仕事に変化は無かったことから、申立人に係る申立期間②の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和47年10月以降の保険料を継続して納付していることから、現年度納付が可能であった申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人は、昭和46年4月の婚姻以降に、その夫が、申立期間①の保険料をまとめて納付したと主張しているが、この時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付できず、納付するためには特例納付制度を利用することとなるが、申立人は、特例納付制度を利用して申立期間①の保険料を納付したとは主張しておらず、事実、申立期間①の保険料を特

例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、申立期間①の保険料について、納付書によりまとめて納付したと主張しているが、具体的な納付金額や納付時期、納付書の枚数等については記憶が無いとしており、申立期間①当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年7月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、昭和50年5月ころに、A区役所職員に第2回特例納付を勧められてB銀行C支店で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、昭和50年5月ころに第2回特例納付により納付したと主張しているところ、社会保険庁は、平成7年9月になって初めて、申立人が第2回特例納付を行ったことを確認し、納付記録を訂正していることから、行政側における昭和50年ころの申立人に係る納付の記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立期間は4月と短期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和50年5月当時、申立人は、D社（現在は、「E社」。）に勤務しており、E社人事サービスセンターから提供された資料によると、申立人の当時の本俸は92,700円であることが確認できる上、49年12月ころに、既支給分の給与の差額が約27万円支払われたことが推認できることから、申立人が50年5月ころに、申立期間の保険料を納付したとする主張は基本的に信用できる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
夫に勧められて、昭和36年4月に国民年金に任意加入し、それ以後保険料を納付してきた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に任意加入し、その後25年の長期間にわたり国民年金保険料を納付するなど、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和38年8月にA市に転入し、41年3月に同市から転出しているが、申立期間前後の国民年金保険料は同市において納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額による収入に大きな変化が見られないことから、申立期間の保険料を納付する資力があったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社本店（以下「申立事業所」という。）に勤務していた昭和46年8月1日から同年9月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。申立事業所には、昭和46年3月20日の採用から平成16年10月31日の退職まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC社（B社の旧称）の資料によると、申立人が昭和46年3月20日に申立事業所に入社し、平成16年10月31日にC社を退職したことが確認できる。

また、申立人の勤務状況について、B社に照会したところ、同社からは、「採用時の契約書及び退職時のC社D工場の人事関係資料により、申立人は、昭和46年3月20日に採用され、平成16年10月31日に退職したことが確認できる。」旨の回答が得られたほか、申立人が昭和46年9月1日から勤務したE社F工場は子会社であるとの回答を得ている。

さらに、申立期間当時、申立事業所に勤務し、申立人と同時期にE社F工場に異動した同僚10人（申立人が挙げた同僚9人含む。）に照会したところ、申立人が挙げた同僚9人全員から回答があり、うち7人からは、申立人は申立事

業所に昭和46年8月31日まで勤務していたとする旨の証言が得られた上、5人からは、申立事業所採用時から継続して厚生年金保険に加入していたとする旨の証言が得られており、さらに4人からは、同社同工場に異動するまでの間、申立事業所で継続して勤務していたとする旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時、申立事業所に勤務し、申立人と同時期にE社F工場に異動した同僚の一人が所持していた申立期間当時の給与明細書では、申立期間中に厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係る申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和46年8月1日の資格喪失時の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は申立期間当時の関係書類が残存していないため不明と主張しているが、申立人と同様に昭和46年9月1日に申立事業所からE社F工場に異動した同僚10人に係る厚生年金保険の記録においても、申立人と同様のケースが確認できることから、申立人が申立事業所から同社同工場に異動した際も、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出が適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を36年6月21日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月から36年5月まで  
② 昭和36年6月21日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、C社に勤務していた昭和34年3月から36年5月までの期間及びD社（現在は、E社）に勤務していた同年6月から同年7月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

C社から受け取った給与明細書に記載されていた厚生年金保険料の金額を書き写したメモと、D社の元請会社であったA社B支店から受け取った給与袋を持っているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した給与袋2袋では、「A社B支店」の記載と「6月21日～7月20日分」及び「7月21日分～」の記載が確認できる上、それぞれの給与から「6月21日～7月20日分」の給与袋に記載された本給与額22,000円に相当する厚生年金保険料（385円）を控除されていたことが確認できる。

また、申立人が提出した「7月21日分～」記載の給与袋では、本給与額は7,480円であることが確認できるが、同額を「6月21日～7月20日分」

の本給与額 22,000 円と比較した場合、その約 9 日分に相当することから、申立人は 7 月 21 日以降 9 日間勤務していたことが推認でき、日曜日（昭和 36 年 7 月 23 日及び同月 30 日）には勤務しなかったことを考慮すれば、申立人は昭和 36 年 7 月 31 日まで勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人が提出した給与袋について、申立期間当時の D 社の元請会社であった A 社 B 支店の社員二人に照会し、その中の一人からは、当該給与袋に使用している封筒については、当時の A 社 B 支店で使用していた封筒と同一のものであるとする旨の証言が得られたほか、当該給与袋で確認することのできる F 名の捺印について、申立期間②当時の A 社 B 支店の事務担当者に同姓の女性が在職していたとする旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人は申立期間②当時、D 社に勤務していたと主張しているが、申立人が所持する給与袋の記載内容から、申立人は A 社 B 支店から給与を受領し、その給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えられ、申立人は、申立期間②当時は、A 社 B 支店において厚生年金保険被保険者資格を取得すべきものであったと推認される。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した給与袋に記載された本給与額及び厚生年金保険料の控除額から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は不明としているものの、仮に、事業主から申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に資格喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が同届出を記録しないと考えることから、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人が申立期間①当時に C 社に勤務していたことは、事業主及び同僚 3 人（申立人が名前を挙げた者を含む。）の証言により推認できるものの、申立人が、昭和 50 年ごろに自ら作成したとするメモでは、申立期間①当時、厚生年金保険料として、給与から月額 275 円が控除されていたことが確認できるが、申立人の主張する申立期間①当時の給与額（7,000～8,000 円）を基に保険料を計算すると、120 円ないし 140 円になることから、当該メモの記載と一致しない。

また、申立期間①について、C社に照会したところ、同社から、申立期間①当時、申立人のような運転手については健康保険（G健保組合）にのみ加入しており、厚生年金保険には未加入であった旨の回答が得られた。

さらに、同僚7人（申立人が名前を挙げた者を含む。）のうち2人から、申立期間①当時、運転手は厚生年金保険に未加入であったとする旨の証言が得られたほか、前記2人とは別の同僚1人（申立人が名前を挙げた者）からは、厚生年金保険には任意加入であったとする旨の証言が得られた。

加えて、申立期間①後の昭和39年から、C社において社会保険事務を担当していた者からは、昭和50年ごろからは厚生年金保険と健康保険を同時に加入することとしたことを記憶しているが、それ以前は、同社の少数の幹部職員だけが厚生年金保険に加入しており、運転手については厚生年金保険には未加入であったとする旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月1日から9年9月29日まで  
② 平成11年10月5日から14年8月27日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社で勤務していた平成7年9月1日から9年9月29日までの期間の標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。社会保険庁の記録では、9万8,000円となっているが、実際にもらっていた給与は23万5,000円であったので、標準報酬月額を元にもどしてほしい。また、同社で勤務していた平成11年10月5日から14年8月27日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻から、申立期間①のうち15か月分の給与明細書が提示されているが、それによると、毎月、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録においては、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年9月29日に、申立人の7年9月1日から9年9月29日までの標準報酬月額を24万円から9万8,000円に引き下げる訂正処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認めら

れず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円と訂正することが必要と認められる。

2 申立人は、申立期間②当時、事業主から月額 23 万 5,000 円の給与を受けており、当該金額に見合った厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているものの、その事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、同僚からの具体的な証言も得られなかった。

また、申立人の妻は、申立期間②当時、給与袋は 3 つあり、それらの袋の中の一つに月額 10 万円の給与明細書が入っていたと主張している上、事業主も申立人に対して給与として支払ったのは月額 10 万円と証言していることから、社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②に係る標準報酬月額については、遡及して引き下げる訂正処理は行われていない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から49年5月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和43年11月から49年5月までの国民年金保険料が未納とされていた。

国民年金の加入手続は、私が20歳になった昭和43年12月ころ、町議会議員を務めていた父親が行った。私は昭和48年8月に結婚したが、結婚前の国民年金保険料については、父が、納税組合を通じて、同居していた兄、義姉分と一緒に納付していた。この間、兄と義姉の保険料については納付済みとなっているが、自分の分だけが未納となっている。また、結婚後は、妻が集金に訪れた納税組合の班長に夫婦二人分の保険料を納付していたが、自分の分だけが未納となっている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、A社会保険事務所からB町に国民年金手帳が払い出された年月日及び申立人の後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和55年1月ころと考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間中の結婚前の期間の保険料を納付していたと主張しているが、同期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、同期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間中の結婚後の期間について、その妻が、納税組

合を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、夫婦共に未納であることから、申立人の主張には矛盾がある。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはない  
と主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことを  
うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年5月までの期間、46年1月、58年5月及び平成元年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年5月まで  
② 昭和46年1月  
③ 昭和58年5月  
④ 平成元年5月から同年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和39年4月から40年5月までの期間、46年1月、58年5月及び平成元年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の国民年金保険料については、平成6年5月27日にA市役所B支所において一括して納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年5月27日に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できない上、当時は特例納付制度が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、市役所職員の指導により未納期間の保険料の納付をしたとして、職員の実名を挙げているが、すべての職員が申立期間の保険料の納付の可能性は無いと証言している。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から18年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から18年8月まで

平成12年5月に、それまで勤務していた会社を退職し、A市役所で国民健康保険の加入手続に行った。その際、国民年金の加入申請書と国民年金保険料の免除申請書を合わせて提出し、窓口において受理された。このため、申立期間の保険料が申請免除されていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申請免除の手続を行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、平成14年2月20日時点では、申立人が国民年金第1号被保険者取得勧奨において未適用者になっていることが確認できることから、それまでの間、国民年金への加入勧奨が行われたにもかかわらず、国民年金に未加入であったことが推認できる。

また、保険料の申請免除手続については、基本的に毎年度行わなければならないところ、申立期間が76月の長期間であるにもかかわらず、行政側の<sup>かし</sup>瑕疵により、申立人の申請免除に係る記録が消失したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの期間及び同年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年3月まで  
② 昭和62年4月から平成元年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料が申請免除とされており、62年4月から平成元年3月までが未納とされていた。

昭和60年4月から62年3月までの期間については、確かに夫婦二人で申請免除をしていた。しかし、その後いつかは覚えていないが、この期間に係る保険料と、未納であった昭和62年4月から平成元年3月までの期間の保険料をまとめて納付し、その金額は約20万円ないし23万円くらいであったと記憶している。

このため、両申立期間の保険料が申請免除及び未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、平成8年3月5日に、申立期間①のうち、時効未到来である昭和61年3月から62年3月までの国民年金保険料について、追納の申出を行ったことが確認できるが、この時点で申立期間②に係る保険料については時効により納付することはできず、申立期間①及び②の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料として、約20万円ないし23万円くらいを納付したと主張しているが、仮に、申立人が各申立期間に係る保険料をそれぞれ納付期限内に納付した場合、合計で34万7,280円となり、

申立人が主張する金額と大きく乖離<sup>かいり</sup>することから、申立てに信憑<sup>びよう</sup>性が認められない。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 779

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和42年8月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
私は、昭和42年7月に会社を退職した際、会社の事務員に勧められて国民年金に加入し保険料を納付してきた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和53年1月26日と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和42年に国民年金の加入手続を行い、その際、オレンジ色の国民年金手帳を交付されたと主張しているが、オレンジ色の同手帳は49年11月から順次交付されたものであり、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 780

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和53年9月の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和53年9月29日に会社を辞め、速やかに国民年金の加入手続を行った。その後、平成7年に、国民年金被保険者の資格取得日が昭和53年10月1日から同年9月30日に訂正されたため、同年9月については、国民年金の加入期間になったものの、保険料の未納期間となってしまった。

このため、申立期間について、記録訂正が遅かったために時効により保険料を納付することができないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によると、平成7年5月1日に、国民年金の資格取得日が昭和53年10月1日から同年9月30日に訂正されていることから、申立期間については、国民年金被保険者期間であるものの、資格記録の訂正時点では、国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定されている時効により保険料を納めることができない。

また、申立人は、昭和53年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、速やかに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、実際に加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、54年3月であったことが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生まれ  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

国民年金制度が開始された直後に、夫が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、国民年金制度が開始された直後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間については、国民年金に加入しておらず、国民年金被保険者資格を有していない上、夫が厚生年金保険被保険者であることによる合算対象期間（カラ期間）であることから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和49年4月と考えられる上、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失（昭和49年4月21日）した後、国民年金の加入手続を夫婦同時期に行い、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、その夫が、国民年金制度が開始された時期に、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立人は、その夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その夫も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 21 日から同年 12 月 20 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 41 年 11 月 21 日から同年 12 月 20 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 41 年 12 月分の給与支給明細書では、本来の給与月額とされる 6 万 7,800 円から 2 万 7,120 円が差し引かれていることが確認できる。このことについて、A社の親会社であるB社は、A社における申立期間当時の給与の締め日や勤務しなかった日が生じた従業員に対する給与の減額方法等を含めた一切の事情について不明であるとしているが、給与支給明細書の記載により、申立人は、同月分の給与対象期間のうち、4割程度の日数について勤務していなかったことが推認される。

また、申立人はA社に入社し、入社後すぐにB社C工場に出向したと主張しているところ、A社に勤務していた同僚5人中、回答のあった3人は申立人を知らないと言言している上、B社C工場において申立期間内に被保険者資格を取得している同僚5人（申立人が名前を挙げた同僚2人を含む。）に照会したところ、回答のあった4人はいずれも、申立人は同社C工場に勤務していたと回答しているものの、申立人の勤務開始時期について、そのうちの1人は昭和41年12月ごろであるとしており、残りの3人は不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は、新たに昭和 41 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保

険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得年月日は昭和41年12月21日であることが確認でき、41年12月分の給与支給明細書に記載された社会保険料については、同年12月分（当月控除）と推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 22 日から 40 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A支局に勤務していた昭和 39 年 8 月 22 日から 40 年 6 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 39 年 8 月 22 日にA支局に臨時補充員として採用され、職員となる 40 年 6 月 1 日までの期間、給与から厚生年金保険料を控除されていた。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA支局に勤務していたことは、申立人から提出された退職証明書及び給与所得の源泉徴収票により推認できる。

しかし、申立人から提出された昭和 39 年分及び 40 年分の「給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料の金額 当該給与から控除したもの」欄に記載されている金額は、申立期間に係る厚生年金保険料を含んでいるものと考えするにはあまりに少額であることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人にも、申立期間における厚生年金保険の記録は無く、当該同僚から申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録では、A支局は、新たに昭和 55 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、B社A支店からは、申立期間当時の申立人の勤務状況及び給与から

の厚生年金保険料の控除の有無については、当時の書類等が保管されていないため確認ができないとする旨の回答を受けた。

また、申立期間に係るA支局における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 10 月 31 日まで  
② 昭和 44 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、「B社」。）に勤務していた昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 10 月 31 日までの期間及びC社（現在は、「D社」。）に勤務していた 44 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 31 日までの期間について、加入した事実が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間①について、B社に照会したところ、申立期間①当時における申立人の勤務の事実については確認できない上、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び申立期間①に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①の雇用形態を「あの時代は臨時社員と呼ばれていたと思う。臨時社員として採用され、一定期間勤務すると正社員になることができた。」と主張しており、申立期間①中、申立人はA社に臨時社

員として雇用され、そのため、厚生年金保険に未加入だったことが推認できる。

また、申立人が、当時の同僚として挙げた3人中、社会保険庁のオンライン記録により年金記録が確認できた二人について、そのうちの一人は当時の支店長であり、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同人物とおぼしき者の氏名が確認できたが、明治35年生まれという高齢のため調査を行うことができなかった。さらに、他の一人については、申立人が主張する年齢条件に近く、名字の字が異なる者であったが、当時の状況について照会したところ、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、D社に照会したところ、申立期間②当時における申立人の勤務の事実については確認できない上、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び申立期間②に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答を受けた。

さらに、申立人が、申立期間②当時の申立人の勤務実態を認めていると主張したD社の役員に照会したところ、「当時は、既に亡くなっている代表者が会社の事務のすべてを行っており、申立人が、どのような雇用形態で働いていたかは、資料が残っていないため分からない。」とする旨の証言が得られたほかは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間②に係る社会保険事務所が管理するC社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げた4人を含む9人の同僚に照会したところ、7人から回答が得られ、うち5人より、申立期間②において申立人が勤務していたとの証言が得られたものの、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険加入に係る具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 25 日から 35 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和 34 年 3 月 25 日から 35 年 5 月 1 日までの期間について、加入した事実が無かった旨の回答を受けた。  
昭和 34 年 3 月に中学校を卒業し、A社で住み込みとして働いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票では、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和 35 年 5 月 1 日に取得していることが確認できる。

さらに、申立人が挙げた同僚及び申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が確認できる9人に照会したところ、6人から回答があり、そのうち4人からは「A社に入社当初は、見習い及び臨時工扱いであった。また、当時は、入退社の出入りも激しかったので、しばらく様子を見るために社会保険に入れなかったのではないか。」との証言を得た。また、他の者からは、昭和 35 年 4 月か 5 月ころに社長から「これから社員全員が厚生年金保険に加入することになったとの説明があった。」との証言を得た。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者原票により、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 33 年 6 月 1 日に7人が厚生年金保険被保険者資格

を取得していることが確認できるが、その7人は、事業主と同郷又は親類であるため厚生年金保険に加入したものと考えられ、その他の従業員は厚生年金保険に加入させなかったものと推測される。

また、A社の厚生年金保険被保険者原票により、昭和35年5月1日に事業主を含め7人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同社は、同日に法人格を取得していることから、それまで厚生年金保険に加入させていなかった社員についても、加入させることとしたことが推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から35年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和34年4月から35年6月までの期間のうち、34年4月から35年4月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には1年間は勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にB社（申立人が主張する「A社」と同一の事業所である。）に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険整理番号※※番の被保険者の資格取得年月日が昭和32年12月25日である一方、整理番号※※番の被保険者の資格取得年月日については35年4月1日となっていることから、同社では、2年以上にわたり被保険者資格を新たに取得した者が存在しないことが確認できる。

さらに、申立人及び同僚の1人は、申立期間当時のB社の従業員数が20人程度であったと証言しているものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数が事業主を含め6人しか確認できないことから、当時、多数の従業員が厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が挙げた同僚2人を含む11人に照会したところ、5人から回答を得られたが、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は

得られなかった。

また、申立期間当時の事業主は既に他界しており、現在の事業主に照会したものの、申立期間当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 38 年 3 月 2 日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、申立人の健康保険整理番号の前後 30 人中の脱退手当金の受給権者 13 人の「脱」の表示と脱退手当金の支給記録を照合したところ、同名簿に「脱」の表示がある申立人を含む 4 人については、いずれも社会保険庁のオンライン記録において脱退手当金の支給記録が確認できる一方、同名簿に「脱」の表示が無い 9 人については、脱退手当金の支給記録が確認できないことから、同名簿と社会保険庁のオンライン記録による脱退手当金の支給記録は一致していることが認められる。

さらに、A社からは、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと思われる旨の証言が得られている上、同社が申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の副本とともに保存している脱退手当金裁定請求書の写し

では、申立人の署名及び押印が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から同年 9 月 29 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 16 年 1 月 1 日から同年 9 月 29 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。平成 16 年 7 月ころから、滞納保険料の件で 3 回ほど社会保険事務所に呼び出された際、社員全員の社会保険の喪失届と同時に、標準報酬月額を引き下げる届を提出させられたと思うが、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 16 年 9 月 29 日より後の日付である同年 10 月 5 日に、16 年 1 月 1 日から同年 9 月 29 日までの標準報酬月額は 20 万円から 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞納保険料の件で 3 回程度社会保険事務所に呼び出された際、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、滞納保険料を精算する旨の提案を受け、了解してその場で作成した書類に印鑑を押したと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減

額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 2 月 27 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 2 月 27 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。平成 10 年 3 月 2 日から、滞納保険料の件で 5 回ほど社会保険事務所に呼び出された際、会社の印鑑を持参するよう指示され、社会保険事務所の職員が用意した書類に、同職員が私から受け取った印鑑を押印したものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 2 月 27 日より後の日付である同年 3 月 5 日に、59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞納保険料の整理の交渉をするため数回社会保険事務所を訪れた際、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、滞納保険料を精算する旨の説明を受け、代表者印を社会保険事務所の職員に渡したと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減

額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。